押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年8月31日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

## 提案理由

行政手続における市民の負担軽減や利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直し を実施することに伴い、規定を整備する必要がある。

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(あきる野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 あきる野市固定資産評価審査委員会条例(平成7年あきる野市条例第9号)の一部 を次のように改正する。

第5条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」 に改め、同条第8項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第10条第2項及び第12条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に 改める。

(あきる野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 あきる野市職員の服務の宣誓に関する条例(平成7年あきる野市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(あきる野市消防団に関する条例の一部改正)

第3条 あきる野市消防団に関する条例 (平成7年あきる野市条例第130号) の一部を次のように改正する。

第10条中「印」を削る。

(あきる野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第4条 あきる野市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年あきる野市条例第1 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。